# 中世カスティーリャの民事訴訟制度と 言語について考える

### 一七部法典と民事判決録に基づいて一

# 青砥 清一

### 序

中世ヨーロッパでは、12世紀中葉以降、都市の発展、商取引の拡大、契約に基づく主従関係の普及、王権の強化といった社会変化が起こり、旧来の教会権力と新興の世俗権力からなる二重支配構造「が生じた。そこで、これに対応するための法理論としてローマ法学の受容が13世紀以降ヨーロッパ各地で進められた。カスティーリャ=レオン王国においても、アルフォンソ10世賢王 (Alfonso X El Sabio, 在位1252-84) の指揮のもと大規模な立法事業が展開され、伝統的なゲルマン的慣習法から先端のローマ法学への転換が図られた。当時ヨーロッパではユースティーニアーヌス帝法研究が法学者の間に流行し、カスティーリャからも多くの学生が、イルネリウス (Irnerius, 1055?-1130?) を祖とする註釈学派の中心地、ボローニャへと留学し、最新の法理論を祖国に持ち帰り、法曹や役人として活躍した。こうしてローマ法は普通法 ius commune として王国内に普及していった。

アルフォンソ10世による立法事業は、カスティーリャを中世ヨーロッパにおける法思想の主流に押し上げた。なかでも『七部法典』 (Las Siete Partidas) は、その集大成に位置付けられ、スペイン法制史上最も重要な法典の一つに数えられる。その名が示すとおり7つの部 partida から構成され、公法・私法の広範な分野 —教会、王制、議会、軍事、訴訟、物権、契約、家族、婚姻、相続、刑事— を体系的に網羅する。主な法源は、ローマ法大全 (Corpus iuris civilis)、グレゴリウス9世教皇令集 (Decretales D. Gregorii Papae IX) および封建法書 (Libri feudorum) であるが、併せて、物権、王権、地方自治等に関する規定についてはカスティーリャ独自の慣習法も採用されている。王国統一法として中央集権的な性格を帯び、立法・行政・司法から祭祀に至る

広範な領域において強力な権限が国王の元に集中する6。

だがカスティーリャでは、法は古いものほど尊重され、国王が悪しき慣習として廃止しない限り新法に勝るという伝統があった。局地法=フエロfueroが優勢であった時代に、新たな法を創造するには、地域住民の要望に照らし旧法から新法を導き出すのが常であった<sup>7</sup>。また、国王は現状の法秩序を維持するよう求められていたため、国王が積極的に立法に関与することはカスティーリャの慣行に反していた。そのため、七部法典は、特権や局地法を享受していた保守的な諸侯・都市の激しい反発を呼び、畢竟、立法者の治世においては施行に至らなかった<sup>8</sup>。

スペインは西ゴート王国滅亡 (711年) 以来、ゲルマン的慣習法がキリスト教諸王国やモサラベ mozárabes<sup>9</sup> の間に残っていたが、長年に亙るレコンキスタ (国土回復運動) の過程において法の地域的多様性が過度に増大した。諸侯および都市は、国王の許諾および身分制議会 Cortes<sup>10</sup> の承認のもと固有の局地法を享受した。裁判は、全国共通の訴訟法を欠いたため、いずれの当事者の属人法によるべきかを決める手続が複雑化した<sup>11</sup>。加えて、地方ごとに異なる判例や慣習法に基づき裁判が行われるといった問題も抱えていた<sup>12</sup>。だが、上述したように、ローマ普通法に通じた裁判官や弁護士が各都市において増えていたことから、アルフォンソ 10 世治世以後の訴訟、殊にローマ法の影響が最も強い民事訴訟においては訴訟手続に相当の変化が生じたのではないかと考えられる。

上記の立法事業と併せ、12世紀ルネサンスを継承し、トレド翻訳学派を保護したアルフォンソ10世の功績は、シチリア王フェデリーコ1世(神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世)と並び称される。アルフォンソ10世は、『イスパニア史』(Estoria de España)、『サンタ・マリア賛歌集』(Cantigas de Santa Maria)等の編纂を手掛けるなかで、世俗語であるカスティーリャ語(いわゆるスペイン語)を書き言葉として採用し、同語の標準化に貢献した。上述したように七部法典は王国統一法として正式には施行されていなかったものの、当時の有力な法律家集団がその作成に従事したことに鑑みれば、そこで使用されるカスティーリャ語が規範的・標準的な変種として法曹界に普及したことは想像に難くなく、したがって判決録にもその影響が見られるのではないかと推考する。

本論では、はじめに七部法典における訴訟法規定を概観した後、同法典編纂期前後に相当する13~14世紀の判例録を分析し、当時の訴訟制度およびカスティーリャ語の変遷を辿りつつ、アルフォンソ10世の立法事業が後世

に及ぼした法学的・言語学的影響について考察したい。

### 1. 七部法典における訴訟法

本章では、七部法典の第一部第四篇に掲載される訴訟法を概観する。

### 第1章 裁判

公正かつ衡平な裁判は、正義を実現し、平和の維持と人民の権利を守るた めに必要な司法制度である。司法権は国王に帰属し、国王自らも裁判を行う。 裁判所は、宮廷裁判所および地方裁判所からなる13。

裁判関係者は、原告、被告、証人および判事により構成される。また輔佐 的役割として、代訴人、相談役、捜査官、書記官等がいる。

### 第2章 裁判官の任命

アデランタード・マヨール (adelantado mayor) 14 と称される大代官は、国王 から任命を受け、管轄地から上訴された訴訟(貴族、議員および修道士の間 に生じた封地や境界等に関する訴訟等)の最終審を担う。

レコンキスタの時代にあって国王は、一つの宮殿に留まらず、国内外を転々 としていたため、メリノ (merino)と称される代官を国内各地に配置し、下級 裁判を行わせていた。その任命は、原則的に国王がこれを行うが、王族およ び封建領主にも任命権がある。代官は、配属地において民事・刑事裁判のほ か司法警察権も行使するが、休戦破棄、反逆・背信行為、通貨偽造、公文書 偽造等に関する事案については裁判権をもたない。

特定の訴訟のみを扱う裁判官の任命権者についても地方裁判官と同様であ る。その他、仲裁裁判官は訴訟当事者間の合意をもって任命することができる。

裁判官になる者は、法律に精通していることは然ることながら、人格に優 れ、身分が高く、なおかつキリスト教徒でなければならない。破門者、重婚 者、前科者は除外される。国王の代理人たる裁判官として任命されることは 大変な名誉であり、相応の身分保障がある。

裁判官には法律の相談役を付けることが認められ、殊に公正を保つべき刑 事裁判においては義務とされる。

裁判官は、訴訟当事者が社会的弱者(孤児、未亡人、浪士等)である場合、 その権利を保護するため法定弁護士を選任する義務がある。

### 第3章 大代官、代官、宮廷裁判所執行吏、司法警吏の任務および遵守規定

大代官および代官の主な権能は、裁判権、判決執行命令権、捜査官出動命令権、管轄地の治安維持、教会財産の保護等の警察権、ならびに国王直轄領および修道院管轄領における徴税権が付与される。大代官は、代官管区merindatにおいて、司法・行政の長、そして軍の統帥として強大な権限を有する。

大代官、代官と同様、宮廷裁判所および各都市に配属される司法執行吏および警吏は、国王から任命を受ける。地方官吏については、国王のほか大代官が任命権をもつ。

地方に配属される小代官 merino menor は、配属先の代官管区において代官 に代わり裁判を担う。刑事事件では、身柄を確保した被疑者を代官等の上級 裁判権者に引致し、そこで下された判決を執行する。但し、郷士を逮捕する 権限はない。

上掲の裁判権者は、刑事訴訟においては判決文を国王に奏上する義務がある。判決を執行できなかった場合、国王諮問会議に付託される。

司法警吏の主な任務は、王領地および各所領における治安維持、窃盗・偽造・違法取引の取締りのほか、消防、災害救助活動を担う。自白を目的とした拷問は、これを禁止する(但し、前科者および反逆者は、この限りでない)。祭日と金曜日<sup>15</sup>に身体刑を執行してはならない。右の規定に違反した者は、懲戒免職に処される。

上記の各司法官吏は、誹謗中傷、私怨、私利私欲、血縁等を理由に権限を 濫用してはならない。また、国王の機密を暴露・漏洩してはならない。

### 第4章 原告

訴えの提起は、原告 demandador が裁判官の面前で訴状を提出することによって成立する。但し、10 マラベティ未満の少額訴訟は、費用節約のため、口頭で行ってもよい。

祭祀期および小麦・葡萄の収穫期に提訴してはならない。

瀆聖、婚姻、高利貸し、異端、その他信仰に関わる事案は、教会裁判所の 管轄とされる。

虚偽の訴えを提起した者は、訴訟費用を被告に支払う。殺人または傷害の 罪に関する虚偽の訴えがあった場合、仮に被告が有罪判決を下されたならば 被告が受けていたであろう刑罰を原告が受けることとなる。

不動産に関する訴えにおいては、その所在地名を記し、境界線を少なくと

も 2 本明示する。個々の付属物を特定する義務はなく、全体として物件名を 1つ記せばよい。

動産に関する訴えは、特定物については品名を、不特定物については重量・ 数量・寸法を挙げる。

不正行為、名誉棄損、暴行等の被害に対する賠償請求においては、その被 害状況を裁判官に陳述する責任がある。

### 第5章 被告

前章の規定に遵い訴えが提起されたならば、被告 demandado は訴状に記載 される内容を十分確認したうえ、自らの意思で応訴する。応訴する場合、防 禦方法を提出するための期間を管轄地の裁判官に申請する。直ちに応訴しな い場合は、当該提訴事由につき訴訟に入るべきか、それとも権利を放棄すべ きか助言を得るため、3日の期間を申請する。

宮廷裁判所における上訴審においては、いかなる事案についても応訴を免 れない。

原告の代訴人が委任状を提示しなかった場合、被告には応訴する義務がな

裁判官から判決を言い渡された後、敗訴者が不服とするならば、所定の手 続に基づき宮廷裁判所に上訴する。

原告が悪意で本来の権利の範囲を超えた訴えを提起し、被告がこれを立証 して勝訴した場合、被告は本来の訴訟物に加えて当該超過分についても原告 から支払を受けることができる。

# 第6章 申立、特権、勅書

提訴 demanda と申立 querella の違い。前者は訴訟相手が原告の面前に出廷 しなければ成立しないが、後者はそうでなくともよい。

恩赦 merced に関する勅書の発布が申し立てられた場合、国王がこれを発 布するが、国王の指名する国璽尚書 chanceller、書記官 notario、その他宮廷 裁判所判事も発布する権限を有する。

国王が徴収を下知した財物や王国の所有物として確認を求めた財物に関す る勅書については、国王本人または国王の指名する代理人のみがこれを発布 する。

特権状 privillegio については、国王のみがこれを発布する権限を有する。 歴代の国王が許諾した特権状は有効であり、国璽尚書または書記官がこれを

発布してもよい。但し、過去の特権に関する審判は、在位中の国王がこれを 執り行う。許可なく勅書や特権状を作成した者は、文書偽造犯として処罰さ れる。

虚偽の申立、事実の隠蔽および詐欺行為に基づき発布された勅書には効力がない。教会法の手続に基づき破門された者、その他訴訟当事者適格を欠く者が取得した勅書は、効力をもたない。効力のない勅書に基づく法律行為や契約は無効とする。

効力のない特権状を譲り受けた者は、国王の審判に付託し、当該譲渡人に対し右書状の効力を立証するよう請求する。

地方特権状 carta forera に関する申立は、当該地または適正な立会人の所在する土地の裁判官がこれを審判する。

勅令は法律よりも上位にあり、仮に勅令が法律に反していたとしても効力を有する。但し、当該勅書には勅令と背反する法律名を記載する。

### 第7章 証人

証人は、証拠物や証拠書類とともに、真相を把握するための証拠方法である。証人尋問手続は、本法典でこれを定める。

証人は、左の要件を全て満たすものとする。15歳以上、自由身分、事理 弁識能力者、キリスト教徒、直系親族または3親等内の傍系親族でない者、 訴訟当事者と主従契約を結んでいない者、前科のない者、妾のいない者、20 マラベディ相当額以上の財産を所有する者。但し、殺人罪、傷害罪、窃盗・ 詐欺・横領等の罪、および国外追放処分に関わる訴訟において証言をする者 は、20歳以上でなければならない。反逆罪に関する訴訟、または裁判地に おいて証人適格を有する自由民が不在であった場合、奴隷であっても証人と して認められる。女は、殺人、傷害、その他口頭での遺言に関する訴訟にお いて証言してはならない。

証人尋問には、最少2名最多12名の証人を召喚する。開廷後、裁判官の 面前にて宣誓したうえ、書記官同席のもと、口頭で証言をする。但し、つぎ のような例外規定がある。

国王が証人である場合、神の代理人として神権を授かっていることを事由に、宣誓なしに、又、書面をもって証言してもよい。証人が遠方地に居住するため召喚費用が多額になるような場合、当該地の判事に対し証人尋問を委託してもよい。

証人が司教等の高位聖職者、貴族、騎士、徴税吏、宮廷官吏、出征中の軍人、

病人、70歳以上の高齢者、または過去の犯罪歴により裁判管轄地への出入 りを禁ぜられている者である場合、裁判への召喚を強制し得ないため、裁判 官またはその使者が当該証人の元に赴いて供述を録取する。

聖職者は、刑事訴訟において証言することは認められない。民事訴訟にお いて高位聖職者が証人に指名されたものの証言を拒否した場合、右証人の配 下にある信徒および所有する家畜を拘束・押収したうえ、国王または大代官 にその旨を上達する。

裁判官が心証を形成するにあたっては、両当事者間の証人数の差をもって 優劣をつけてはならないが、地位、名誉、年齢、財力等を考慮したうえ、女 よりも男、当事者と親しい者よりも親しくない者の証言を高く評価する。

拷問による証言は、これを採用してはならない。但し、奴隷は無責任でか つ虚偽の証言をする虞があるため、拷問による証言でも採用され得る。

裁判官は、証人尋問終了後、証人の面前にて供述録取書を朗読し、内容確 認を行ったうえ、当事者双方に対し供述録取書を開示し、その謄本を交付する。

### 第8章 代訴人

代訴人 personero は、訴訟当事者から委任を受けて提訴を行う。但し、刑 事告訴の場合、原則として代訴人を依頼することはできない。

訴訟代理権は、証人または委任状をもって行使される。但し、10マラベディ 未満の少額訴訟、および配偶者、4親等内の親族または同僚の聖職者のため に代訴人を引き受ける場合は、この限りでない。

訴訟委任状には、当該事件名、代訴人、相手方当事者および裁判官の氏名、 ならびに作成年月日を記載する。民会から認証を得た書記、または貴族もし くは聖職者の信用する書記がこれを作成する。前者の作成する委任状には公 正な立会人2名の署名、後者には民会または司教座聖堂参事会員 cabillo の認 印を要する。

代訴人は、20歳以上で事理弁識能力を有すること。代訴人として不適格 な者は、聖職者、破門者、反逆者、背信者および奴隷。

次に掲げる者は、法廷において名誉を棄損されることを避け、なおかつ地 位の劣る者と公平な裁判を保つため、本人自らは陳述してはならず、代訴人 に陳述を委託する:国王、王子、大司教、司教、修道会長、修道院長、騎士 団長および領主。

貧困者が有力者を相手取り提訴した場合、相手方当事者と同様の権力を有 する代訴人を指定することを得る。

15歳未満の者は、代訴人を指定することを得ない。また、たとえ成人であっても親権下にある子が代訴人を依頼する場合には、親の承諾を必要とする。但し、婚姻に関する訴訟は、教会法に則り、婚姻可能年齢である男 14歳、女 12歳を満たしていればよい。

修道士は、修道院長の指示がなければ、代訴人を指定することを得ない。

### 第9章 代弁人

代弁人 vezero は、訴訟当事者から委任を受け、主張・立証を行う。また、 裁判官のために論点を整理し、訴訟が迅速に解決するよう筋道を立てる役割 も担う。

代弁人適格を満たさない者は、女、20歳未満の男、聾者、破門者、異教徒、 反逆者、背信者、当該裁判官の助言者。

代弁人は、法を遵守し、節度を保ち、忠実に主張・立証をすること。相手 方当事者を中傷する発言をしてはならない。

訴訟請求額の20分の1を超える額の報酬を受け取ってはならない。貧困者の弁護を引き受けた場合、報酬を目的としてはならない。

### 第10章 助言者

裁判官は、適法な判決を下すため、助言者 conseiero を選任することが認められる。

訴訟当事者も同様、主張・立証のため、代弁人に加えて助言者を選任して もよい。但し、助言者は、前章に規定したとおり、同一当事者の弁護を引き受 けてはならない。法廷内では当事者に対し耳元で密かに助言内容を伝達する。

助言者は、善良にして名声を博し、なおかつ本法典の法律に精通した者と する。

# 第11章 捜査官

捜査官 pesquiridor は、刑事裁判のために捜査を行う。国王、代官、判事、領主、都市等から任命を受け、誠実に職務を遂行することを宣誓する。但し、聖職者は捜査官に任命されてはならない。

捜査官には、配属地の代官または判事と同等の名誉を与えられる。捜査費用は、任命者がこれを負担する。

異なる任命権者により選任された捜査官の間に不和が生じた場合、国王は 第三の捜査官を指名する。

### 第12章 書記

書記 escrivano は、勅書、裁判書のほか、売買、交換、貸借、婚姻、遺言 等に関する文書を作成する。任命権者は捜査官のそれに同じ。任命を受けた ら、誠実に職務を遂行する旨を宣誓する。

書記は、誠実で、名声と教養があり、なおかつ文字の美しい者から選ばれ る。刑事訴訟においては、聖職者は刑事事件に関わることを禁じられるため、 書記に任命されてはならない。都市によって選任される書記は、当該地の事 情に通じておくことが求められるため、地元出身者でなければならない。

書状の作成は、書記が自らこれを行い、他の者に委託してはならない。氏 名や数字に略語を用いてはならない。書記の署名のない書状は効力をもたず、 当該書記は文書偽造罪として処罰される。

勅書を飾り印 seello colgado で封印する場合、蝋を使用する。勅書に使用 される用紙は、羊皮紙 pergamino de cuero と硫酸紙 pergamino de paño がある。 前者は官吏の任命状、免税許可書、和解同意書等に、後者は国王が多数の民 会に対し通行許可証や徴税許可証を交付する際に用いられる。各種勅書の作 成方法は、本法典でこれを定める。

私人間における売買、交換、贈与、嫁資および結納に関する契約は、争い が発生しやすいため、書面でこれを交わす。契約書は、民会の認証を得た書 記がこれを作成する。各種契約書の作成方法は、本法典でこれを定める。

以上、七部法典における訴訟法規を要約した。ここで、その特徴を2点挙 げておく。

一つは、過度に多様化した局地法に基づく裁判制度を統一し、全国一律公 正な裁判を保障するため、厳格な手続を定めている点にある。裁判官や警吏 等の司法官吏の権限を規定し、裁判関係者には詳細な適格要件を課し、提訴 には(少額訴訟を除き)書面主義を採用し、そして訴訟当事者には自己の意 思に基づき適正に主張・立証することを要求している。例えば、書記官が署 名を怠った場合には文書偽造罪に問われ、また、原告が訴えの内容を偽って 余計に請求した場合には敗訴になるばかりか罰金を科される。

今一つの特徴は、王権と並ぶ権力を有していたカトリック教会を強く意識 し、聖職者および社会的弱者に配慮した制度設計を行っている点にある。例 えば、祭日と金曜日に裁判や刑の執行を禁止する規定、異教徒の裁判官を禁 止する規定、刑事訴訟において聖職者を代訴人や書記に任命するのを禁止す る規定、孤児や未亡人のために法定弁護士を指定する規定、貧困者を弁護す る代弁人に対し報酬請求を禁止する規定、下層階級に属す訴訟当事者のために有力な相手方当事者と同等の権力を有する代訴人を指定する規定等である。いずれの特徴も、当時カスティーリャ王国が抱えていた政治事情―地方特権および教皇権との対立と協調―が背景にあると考える。

### 2. 判例

本章では、13世紀から14世紀までの民事裁判記録を5件取り上げ、前章 に記載した七部法典の規定に照らして考察する。

[ケース①] 牧草地および山林の用益権に関する修道院長と民会との間の訴訟(Valladolid, 1208年)

バルドナ修道院長およびベロジエリョ民会は、牧草地および山林の用益権につき、3名の名士 bonos omnes —サンペラヨ修道院長、サン・ペドロ・デ・ゴメル修道院長およびサンバリレス修道院長—に仲裁を申し立てた。仲裁人は、王室捜査官に現地捜査を要請した。捜査の結果、係争地は元所有主である同民会の有に帰すと判断されたため、牧畜、家屋普請および河川水利用の権利を認容し、その一方、相手方当事者の修道院長に対しては係争地内の通行権を許諾することで和解が成立した。

立会人として、両当事者側から修道士ら約25名および代官 merino が同席した。和解合意書には、トレドおよびカスティーリャの統治者たるフェルナンド、その妻ベアトリス、その子アルフォンソ、国王旗手 alferiz および大代官 merino mayor の名が記される。

### 《註釈》

本事案は、フェルナンド3世聖王 (Fernando III el Santo) がカスティーリャ王 (1217-1252年) およびレオン王 (1230-1252年) に即位する前、トレドおよびカスティーリャの領主であった時代に起こった仲裁裁判である。仲裁人は、当事者双方の同意に基づき選任されるが、地元の名士が就くことが多い。本事案では、いずれも修道院長が担当した。

仲裁人は、カスティーリャの慣習法に則り、王室捜査官に捜査を依頼し、 その捜査結果を踏まえたうえで裁定を下し、両当時者を和解させた。国王の 代理人たる捜査官の権威は和解を成立させるに十分であったと思われるが、 捜査から裁定に至る過程については説明が一切記されていない。

### 〔ケース②〕村の領有権に関する訴訟 (Burgos, 1239 年)

ロイ・ファジャン・デ・シグエンサの子供達(原告)とオニャ修道院長(被告) との間に生じたヴィリエリャ村の相続をめぐる争い。国王は、両当事者から の上訴を受け、捜査を実施するよう勅を下した。捜査の結果、原告は係争地 自体と当該相続権との関係が一切ないことが判明したため、国王は原告の訴 えを棄却し、被告に対し係争地の領有権を許諾した。判決文はカスティーリャ 大代官が作成し、国王に奏上された。

#### 《註釈》

本事案は、国王から命じられた捜査のみに基づいて判決が言い渡されてお り、国王が採用した証拠に関する説明は一切なく、ケース①と同様に簡素な 判決録である。けだし、名誉ある王室捜査官の実施した捜査は疑いの余地が ないと看做されていたため捜査過程が記されず、また、フェルナンド3世が 成文法として『フエロ・フスゴ16』(Fuero Juzgo)を発布する前の時代にあって、 事実認定の裏付けとなる証拠を詳細に書面に残しておく慣習もなかったので あろう。

〔ケース③〕国王から贈与された土地の統治権を主張した事例 (Pamplona, Navarra, 1281 年)

ラ・オリバ修道院(原告)は、係争地のカルカスティリョ居住地につき、 国王からの贈与を事由に、同地の民会 (concello. 被告) に対し領有権 señorio を主張した。

原告は、判事任命・解任権は自己に帰属し、慣行として民会は修道院の任 命した判事の裁判権に服すものとされてきたが、被告が法と慣習に反し、武 力を行使して独自に判事 alcalde を任命したため、武力を排除した上で判事 任命権を原状に回復させるよう請求した。

一方被告は、判事任命・解除権は原告に帰属せず、上記のような慣行の存 在も一切認められないと解した上、ナバーラの都市特別法によれば判事およ び領主の選出は民会の権限として規定されていることから、その規定に則り 判事を任命したものであって、原告側の主張する武力の行使を否認するとと もに、民会によって選出された判事を承認しないのは原告側の懈怠であると 抗弁した。

前ナバーラ総督 Gerín de Ample, prius governador de Navarraが仲裁を行った。

その結果、被告は原告側の判事任命・解任権を認めたうえで武力行使に関わった農民を原告に引き渡し、右農民をして原告の利益を害する言動につき謝罪せしむるものと裁定を下された。原告側も謝罪を受け容れることで和解した。

### 《註釈》

本件の裁判地、ナバーラ王国は、13世紀には政治的に弱小国となっており、 隣接するフランク王国、アラゴン王国、カスティーリャ王国といった大国の 圧力に晒されていた(1521年カスティーリャ王国に併合)。とくに西部はカ スティーリャ王国の支配力が強かった。だが、ナバーラ独自の政治制度、慣 習法および都市特別法(Estella, Pamplona, Novenera の3都市)は堅持されてい た。ナバーラの根強い固有法を前にローマ法の受容は遅れたが、外国人の教 会法学者およびフランスやイタリアに留学してきたローマ法学者を登用して いたパンプローナ司教団を通じ、ナバーラにもローマ法学の影響が徐々に広 がった <sup>17</sup>。

本事案では、仲裁人である前ナバーラ総督は、民会の主張する都市特別法の効力よりも、係争地につき国王から修道院に下賜された特権のほうが優先すると判断した。この判断は、勅令は法律に勝るとする七部法典の規定とも調和する。ナバーラはフランク王国との連合関係を強め、カスティーリャの王国統一法を許容せず、都市特別法を保持していたが、その一方でカスティーリャ王権およびローマ教皇権も尊重した。本件仲裁人の判断は、そのような政治的配慮が働いたものと思われる。

〔ケース④〕土地改革担当官が不法占有された修道院財産の返還を命じた事例(Estella, Navarra, 1305年)

カスティーリャ国王の命によりナバーラに派遣されている土地改革担当官 reformadores del estado de la tierra de Navarra (本件裁判官)の面前において、シトー会修道院(原告)がクリュニー会修道院(被告)を相手取り、サン・サルヴァドル・デ・レイレ修道院の所有する不動産に対する占有妨害排除および掠奪された動産の返還を訴えた。

原告側の主張によると、本件不動産は、教皇および国王から授与された特権 privillegio として原告がこれを所持し、平穏に占有していたものであるが、ナバーラ総督の使者が同修道院を訪れて「白い修道士達<sup>18</sup>」を力尽くで追い出し、同修道院の不動産を占拠したうえ神聖物や食糧・衣服等の動産を強奪し

たという。

原告の訴えを受けた国王は、ナバーラ総督に宛て勅状を発布し、仮にナバー ラの都市特別法および慣習法に反し、事前に裁判への召喚を経ずして占有を 強奪したのであれば、これを返還するよう下知した。同総督は、勅に従い真 相を究明するため、捜査の着手を指示した。その捜査結果を受けて総督府裁 判所は、違法な占有強奪があったと判断し、原告側に右修道院の占有を返還 するのが相当との判決を下した。しかし、修道院占拠の際に掠奪された動産 は右修道院に返還されなかった。原告が幾度も当該動産の返還を請求したも のの、総督は引渡に応じなかったため、土地改革担当官は総督に対し、当該 動産を返還するよう命じた。

ところで原告は、被告クリュニー修道会士ロプ・サンスの逮捕を強く求め た。その理由は、カリオン修道院長率いる修道士らと共謀して本件修道院財 産を奪ったことによる。出廷したサンス被告は、カリオン院長の指示による ものと供述した。さらにサンス修道士は、ローマ教皇の特許状、元ナバーラ 王の特許状およびナバーラ総督の判決文を提示すると同時に、法廷への召喚 を命じられているカリオン修道院長がナバーラ国外に滞在していることを事 由に都市特別法に遵って30日以内に出廷せしむるよう求めた。カリオン修 道院長が自身の上長であるため、同院長が出廷しなければ審理が進み得ない との言い分であった。それに対し原告側は、逮捕請求を取り下げ、原審判決 に基づき当該財産の返還請求を継続した。

裁判官は、ナバーラ総督、宮廷判事およびその他名士・学者とともに慎重 に審理した結果、原審判決は原告側の請求する財産の全部に亘って執行され るものと判示した。サンス被告から同判決に対する正当かつ合理的な反論は 提示されなかった。裁判官は宮廷執行吏に対し当該返還手続の強制執行を要 請した。

#### 《註釈》

本事案は、シトー会とクリュニー会という、戒律の相違から対立していた 修道会の間に生じた不動産占有妨害排除および動産返還請求に関する訴訟で ある。裁判官には、ナバーラの土地改革を任務とする国王使節団(伯爵、修 道院長、騎士等から構成される)が就いた。

係争地の所持は、国王と教皇という2大権力(七部法典では「2本の剣 | dos espadas と表される) から付与された特権を法的根拠とする。この2つの特権 を併せ持てば、占有妨害排除請求の対象である修道院の不動産のみならず、

付属する神聖物・家畜等動産の返還についても当然履行しそうなものであるが、ナバーラ総督は後者については請求に応じなかった。修道院の占拠が総督自身の指示によるものであったにせよ、権威あるカスティーリャ王室捜査官の捜査に基づきナバーラ総督府裁判所が違法性を認めた以上、動産についても返還に応じるのが従属国の総督としてとるべき対応であろう(これに対し裁判官たる国王使節は、総督に対し当該動産の返還を命じている)。ナバーラにおいてはカスティーリャ王の権威が必ずしも絶対的ではなかったことの証方である。

さらにシトー会がクリュニー会士掠奪犯の逮捕を請求したところ、掠奪行為を指示し国外に逃亡中の修道院長の召喚請求が被告側から提起された(裁判の引き延ばしを目論んだものとみられる)ため、原告側は方針を転換し、逮捕請求を取り下げ、原審に基づく動産返還請求に争点を絞った結果、勝訴し、王室官吏による判決執行を勝ち取るに至る。なお、ナバーラ国内で起こった本ケースでは、カスティーリャの宮廷裁判所に上告されることなく、国王使節団を判事とする控訴審の判決が終局判決となっていることから、土地改革担当の国王使節に対し大代官と同等の裁判権を付与されていたものと考えられる。

13世紀の判例録と比べると、判決言渡しに至る過程として、訴訟当事者の陳述、証人の証言、証拠書類の内容が説示されており、14世紀には書面主義が相当普及していたことが分かる。

[ケース⑤] 期間を理由に越境地帯での放牧権の確認および妨害排除を王立 聴訴院に請求した事例 (Burgos, 1387 年)

アルカラ・デ・フェナレス境界地、サントルカスの民会(原告)の主張によると、サントルカス住民は、グアダルファシャラ側に位置する境界付近の山地において使用料を支払わなくとも自由に放牧をする権利を有しており、当該権利を相当期間行使してきたことは地元民の記憶と相反するものでなかったが、グアダルファシャラ住民のなかから同地を警護する騎士と自称する者が数人現れ、家畜の放牧を妨害された上、不当にも放牧中の家畜を強取されたという。そこでグアダルファシャラ民会(被告)を相手取り、同地において慣習として放牧を行ってきた期間に基づく放牧権の確認、および右妨害行為の排除を求め、王立聴訴院 Audiencia Real に提訴したものである。

それに対して被告は応訴し、サントルカス住民には同地における放牧権が

ないと主張、仮に原告において放牧権があるのならば、当該権利を取得した 場所および方法を立証するよう求めた。また被告は、原告側の主張する当該 使用期間についても異を唱え、グアダルファシャラの住民および警護役はそ のことを知らなかったが故に主のいない家畜を捕獲したものであり、仮にサ ントルカス住民から賄賂のようなものを受け取って放牧に合意した者がいた としても、そのことについて被告の知る由はなく、そのような合意を結んだ 者は懲戒処分または国外追放処分に相当するものであり、放牧行為を放任し てきた理由があるならばこのほかになく、したがって当該使用期間による放 牧権の取得は成立せず、また、原告の主張するような放牧に関する合意も過 去に交わされたことはないと抗弁した。

両当事者の主張に関し、証拠書類および証人に基づいて証拠調べが公開 abiertos e publicados で行われた。原告側からは、歴代国王の交付した領収書 および勅状などの書類が提示され、被告側から提出された証拠と併せ、双方 の主張に瑕疵や矛盾点がないか審理が行われた。そこで原告側証人から、使 用料を支払うことなく放牧を継続していた事実が証言されたものの、放牧期 間に関しては、50年、45年、40年はたまた35年以下といった具合に、証人 間に証言の食い違いがあった。そのため、原告側が住民の記憶に相反しない とする放牧使用期間に関する主張は、証拠不十分として却下された。

他方、被告側から提出された防禦方法において期間の中断が立証された。 証人尋問において、過去にもグアダルファシャラの警吏がサントルカス住民 から無断放牧していた家畜を没収し、罰則金の代わりに売却していたという 事実が判明した。このことは、原告側から証拠として提出された書状によっ ても証明され、殊にアルフォンソ10世の交付した勅状によれば、サントル カス住民による当該地での家畜放牧に関してグアダルファシャラ住民との合 意が結ばれた事実はなく、仮にサントルカス住民が無断放牧を犯した場合に は逮捕されると記載されていた。

上記に鑑み王立聴訴院は、被告側の提示した証拠を認め、原告の訴えを退 けた。原告には裁判官の査定する価額の罰金を科すとともに、当該地におけ る無断放牧を禁止し、違反者には罰金600マラベディを科す旨の判決が言い 渡された。

王室書記官の作成した判決文には、本件担当聴訴官4名とともに国璽尚書 による署名が付された。右判決文は、サントルカス民会において朗読、公開 され、グアダルファシャラ民会の代理人がサントルカスの民会および名士に 対し、国王の勅命たる判決を遵守するよう要求した。これに対しサントルカ

ス民会からは、謹んで判決に服す旨回答された。グアダルファシャラ側代理 人は上記書記官に対し、グアダルファシャラ民会の権利保護を目的とした公 正証書の発行を申請し、同書記官がこれを交付した。サントルカス民会の立 会人として、書記官2名ほか、サントルカス側の名士および住民代表が同席 した。

#### 《註釈》

本事案は、アルフォンソ11世のアルカラ勅令 (1348年) により七部法典が補助的法源ながらも王国法として正式な効力を得てから約40年後の訴訟である。トラスタマラ朝初代国王エンリケ2世 (Enrique II, 在位1369-79) の設立した王立聴訴院において裁かれた。そこでは裁判官を聴訴官 oidor と称した。

本件原告は、被告側領地の境界付近にある山地での放牧を巡り、長期の使用期間に基づく用益権の取得(近代法でいう取得時効)を主張したうえ、家畜に対する妨害行為の排除を請求した。七部法典には物の得喪事由となる期間 tienpo (現西 tiempo) に関する規定がある。それによれば、他人の土地を自己の土地であるかの如く30年間使用した場合、当該土地の所有者が使用差止を訴えても、使用者が期間(時効)を援用した場合、所有者は請求権を喪失することになる<sup>19</sup>。したがって、七部法典の規定に遵えば、本件においても原告が30年の使用期間を立証することにより、当該地において自由に放牧をする権利を取得することができる。

それに対し被告は、無断使用を阻止しなかったのは、使用者から賄賂を渡されるなどして違法な合意を結んだ役人の責任であり、決して使用差止請求を怠ったからではないと主張した。この主張が認められば、放牧者は不法行為を理由に取得時効要件<sup>20</sup>に瑕疵があると判断され、取得時効は成立しないこととなる。畢竟、証拠調べ手続において使用期間に関する証言が証人間において一致しなかったために聴訴官から証拠として採用されなかったことに加え、時効の中断を具体的に裏付ける勅書により、原告の主張は却下されている<sup>21</sup>。

14世紀後半の判決録は、説明に関して緻密さを増している。裁判関係者名、作成年月日、作成者等、七部法典にも規定されている基本的項目に加え、用紙の種類(羊皮紙)や、飾り印に絹糸が付けられているといったことまで詳細に記載されている。証拠書類については、13世紀のようにその存在に言及するだけに止まらず、簡素ではあるが内容についても触れられている。証

拠調べ手続において絶対的効力を有する勅書といえども、審理過程の説示に 必要とあらば内容への言及を避けられないのである。そして、判決録におい て審理および判決が公に開示されていたことを明記している点も興味深い。 このような記述は、近代法にも通ずる公開審議主義が重視されていたことを 反映するものといえる。

# 3. 中世カスティーリャ語に関する考察

序章に記したとおり、カスティーリャ語の歴史において13世紀アルフォ ンソ10世の治世は一つの大転換期に位置づけられ、その時代カスティーリャ 語は法典、公文書、年代記等に採用されたことで文語としての地位を確立し、 標準化が進んだ。

一つの国家において特定の言語変種を国家語として標準化し、対抗勢力を 抑えて他の地域言語ないし地域変種の使用を抑制するには、大抵の場合、強 力な中央集権体制が前提条件となる。例えば帝国主義時代においては、「一 国家、一民族、一言語 | のスローガンを掲げる同化主義が支配し、英語・フ ランス語などの大言語が出現するとともに、数多の少数民族言語が消滅した。 日本においては明治政府が国語教育普及の名のもと方言撲滅運動を展開し、 アイヌ語、琉球語等、地方の言語・方言の使用を規制して撲滅の危機に追い やった。現代スペインにおいては、フランコ独裁時代にカタルーニャ語・バ スク語といった地域語の使用が禁止され、カスティーリャ語が国家語として 独占的地位を得ていた22。

このように言語の標準化と強力な国家権力は表裏一体の関係にあることが 多い。したがって、規範的なカスティーリャ語が使用されている七部法典に 照らし、各地方における判決録の言語使用を検証することにより、王権の強 化を志向したアルフォンソ10世の立法政策が王国内にどの程度波及してい たのか検証し得るものと考える。

中世カスティーリャにおける判決録の作成は、司法官吏、特に書記・筆耕 が担っていた。上訴審では宮廷書記官が地方に派遣されていたが、地方裁 判所では都市や教会の認証を受けて一審の判決録を作成する地元の書耕もい た。アルフォンソ10世は、法律文書におけるカスティーリャ語の地域的多 様性を排除するため、首都トレド23の語法を模範としてカスティーリャ語の 表記を統一するよう命じている24。

判決録のカスティーリャ語からは、接続詞 como を一例として挙げる。アルフォンソ 10 世より前の時代は異形の cuemo(Valladolid 1208)および cumo (Palencia 1214)がみられる。しかし、後の時代に作成された判決録からは異形が消失し、後世の標準形 como に統一されている $^{25}$ 。

然りとて、地方裁判所では地元の筆耕が書記官に任用されるという事情もあり、アルフォンソ10世の勅が王国中の至る所で完全に遵守されていたわけではなかったことから、後代の判決録で使用されるカスティーリャ語であっても語彙の地域変種が観察される。下表にその一部を掲げる。

判決録	裁判地
conceio conceyo	León
	Navarra
fidiador	Palencia
nomne	Zamora
omne bono ome bueno ombre bueno	Valladolid, Zamora
	Navarra, Logroño
	Navarra
signo signete	Oviedo
	Navarra
testimonio testemuña testimoniança	Oviedo
	Navarra
	conceyo concello fidiador nomne omne bono omne bueno ombre bueno sino signete testemuña

表 13・14世紀の判決録におけるカスティーリャ語の語彙的変異

ナバーラ王国は独自に国璽尚書を置いていたため、公文書・法律書におけるカスティーリャ語の影響は比較的少ない<sup>26</sup>。判決録には次に掲げるような異形がみられる(括弧内は七部法典の語形)。

advogado (defendedor), conviento (convento), dreito (derecho), feito (fecho), fillo (fijo), empués (despues), donatión (donacion), muit, muicho (mucho), ont (donde), palazo (palacio), etc.

七部法典において判決録等の公文書に施すよう規定される「飾り印」は、 上記のとおり sello colgado と称される。判決録においても、この語形がカス ティーリャの諸都市 (Palencia, Zamorra, Burgos) に分布する。他方ナバーラに は seyello と siello の異形があり、修飾する形容詞は colgado でなく pendiente (または語尾消失形 pendient) が優勢である。

古語法の前置詞 pora<sup>27</sup> から語形変化した新形 para は、13~14世紀のスペインにはあまり分布がみられないが、15世紀初頭から近世へと移行するなかで、カスティーリャ地方を中心に西部から東部へと分布域を広げていき、やがて古形を凌駕した<sup>28</sup>。法律文書ではどうか。

まず、フェルナンド3世の治世に発布されたフエロ・フスゴ (1241年) に は古形 pora がみられる: *se torna de la hueste pora su casa* [Libro VI, Titol II, Ley IV] (戦場から自宅に向けて引き返す)。

ところが、アルフォンソ 10 世の治世、1256 年から 1263 年頃にかけて編纂 された七部法典からは古形が姿を消し、新形 para が用いられている: quando los enemigos entrasen para haber batalla con el rey [Partida 2, Titulo 19, Ley 9] (敵 が国王と戦をするために侵入したとき)。

続いて判決録をみると、カスティーリャ地方(Palencia 1257, Segovia 1267)においても13世紀中頃まではporaの使用が確認されるが、14世紀の文書からはすでに消えている。残存するは北東部のナバーラ地方のみである。

このように法律文書では、新形 para が西から東へ支配圏を拡張していくという地理的分布については先行研究との一致をみるが、カスティーリャ等西部における古形 pora の消失は、他の言語使用域よりも進行が早かったようである。その理由としては、新形 para がアルフォンソ 10 世の立法事業に従事した上級法学者によって用いられたため、法曹界および官僚社会に普及し、以後も宮廷から全国各地に派遣された司法官吏を通じて地方へ伝播したことによると推察する。

七部法典では、物の得喪に関する規定(第1部第5篇第8章)において、物の「所持」に関わる tenencia という物権概念が定義されている。

E tenencia es apoderamiento de voluntad, e de fecho en aquellas cosas que se pueden veer e tañer en tal manera, que aquel que las demanda por esta razon aya voluntad de las aver e las tenga en su poder, pero que sea este fecho segunt las leyes deste titulo. [§ 1.5.8.4]

そして所持とは、見て触れることのできる物について意思及び行為に基づき権原を 得ることであり、したがって、右事由により目的物につき提訴する者は之を取得す る意思を有し且つ自己の支配下において之を所持しているものとする。但し、右行 為は本章の法に遵うものとする。

tenencia の要件は、「有体物」であること、ならびに「意思」(自主占有)および「行為」(事実的支配)により当該物の権原を取得することである。但し、所持者自身が直接事実上の支配をしている必要はなく、代理人・補助人などを媒介とする間接的な所持も認める。物の引渡時における所持者の善意・悪意は所持権取得の要件に含まれず、「物を強取した者と、権利なくして物を所持する者との間には大きな区別がない」(non a grant departimiento entrel que fuerza la cosa, o el que la tiene sin derecho [§1.5.8.32])と規定するように、正当な権原がなくとも tenencia 自体は成立する<sup>29</sup>。そして、所持者が妨害行為や強奪を事由に所持の法的保護を求めて訴権を行使する場合、所持者は当該物を自己の意思で取得したこと、および自己の支配下において当該物を所持している事実につき立証責任を負う。このような特徴に照らせば、訴権と一体をなす tenencia は、概念的に近代法上の占有に近いといえる<sup>30</sup>。

ローマ法上のポセッシオ (羅 possessio $^{31}$ ) については、下記の文言 (§ 1.5.7.2) を取り上げる。

E demas dezir el fecho como acaescio, sil echaron ende por fuerza, o si gela entraron non seyendo y él, e quando tornó non lo acogieron en la possession. さらに、力尽くで追い払われたか、又は、当該地を本人の不在中に占拠され、本人が戻ったときに自己の占有を認められなかった場合、どの様にして当該事件が起こったのか陳述すること。 (註) 原文および和訳文中の下線は筆者による。

この一節は、不動産占有回復の訴えに関する規定の一部である。ローマ法上の possessio は、法務官 praetor の特示命令 interdictum により保護された物の事実的支配状態を指す。それに関連する不動産占有保持の特示命令 interdictum retinendae possessionis は、法務官の命令が発せられたとき、暴力、隠匿、容仮等の瑕疵なき場合に現占有者に対する暴力を禁止するという占有 訴権制度である³²。不動産占有回復の訴えに関する本規定は、このローマ法上の占有訴権制度を継受したものであり、それとともに占有を意味するラテン語 possessio もまたカスティーリャ語 possession として借用されたものと考えられる³³。

さて、占有回復の訴えに関するケース④では、la orden de Cístell seyendo en

tenencia del monasterio de Sant Çalvador de Leire e en pacifica possession del dicho monasterio (...) por privillegios papales e reales (シトー修道会は、教皇特権および国王特権として、サン・サルバドル・デ・レイレ修道院 (...) の所持権を有し、なおかつ右修道院を平穏に占有) とあり、さらに、fuessen echados de la lur possession del dicho monasterio contra fuero e costumbre de Navarra que fuessen luego restituidos (ナバーラの局地法および慣習法に反して上記修道院の占有から離脱させられたが故に後日回復されるものとする) との文言がある。この不動産占有回復訴訟においても、七部法典の関連法規と同様、ローマ法から借用した possession を使用し、tenencia から概念上区別している。つまり前者は(事実上の支配たる)占有権、後者は (封建制度上の) 所持権ないし所有権 として捉えることができる。

このように、ローマ法を継受するカスティーリャ王国の占有訴権制度が 七部法典編纂後も受け継がれていたことが "possession" を鍵に読み解くこと ができる。就中、独自の地方法と慣習法を保持していたナバーラにおいて possessionが継受されていた点は注目に値する。

### 4. 結び

本論では、中世の判決録を分析するなかで、七部法典の訴訟法理とカスティーリャ語に照らし、カスティーリャの訴訟制度が未だ地域的多様性を抱えつつも統一に向かっていく変遷について考察してきた。アルフォンソ10世は、学術面ではここで特筆するまでもなく歴代カスティーリャ王のなかで最も名高い王の一人であるが、政治指導者としては、議会に対する王権の強化、王国統一法の制定および神聖ローマ皇帝位の獲得に挫折し、晩年にはサンチョとセルダの王子達との間の王位継承問題から内戦を招くなど、レコンキスタをほぼ収束に導いた父王フェルナンド3世に比して評価が劣る。しかし、イスラム教徒から奪還した国土の開発を推進するに当たり、取引の増加に対応すべく、商品交換の法ともいうべきローマ法学を法理論上の礎として、七部法典等の王国統一法を編纂し、国内の法曹を育成したことにより、それまで都市によって異なっていた伝統的な慣習法や局地法に由来する不公正・不平等な裁判の是正を目指し、取引の安全を確保するための法基盤を整備した功績は大きいと言える。

#### 注釈

- García de Cortázar & Sesma Muñoz (1997: 443-448)
- 2 1231年シチリア王フェデリーコ1世の『メルフィ法典』(Constituzioni di Melfi)、1280年頃フランスの『ボーヴェジ慣習法書』(Coutumes de Beauvaisis)、1340年バルセロナの海事法典『コンソラート・デル・マーレ』(Consolato del Mare)、等。
- Fernández de Buján (2012: 169)
- 4 七部法典には主要な版として、Alonso Díaz de Montalvo による注釈付きの 1491 年版、Gregorio López による注釈付きの 1555 年版、および王立歴史アカデミー(Real Academia de la Historia) 1807 年版がある。拙論では後者 2 つを資料として採用した。条文番号は王立歴史アカデミー版に準拠する。
- 5 アルフォンソ10世は、七部法典のほかにも、『フエロ・レアル』(Fuero Real, 1255 年)と『エスペクロ』(Espéculo, 1260 年)を編纂した。「王の法」を意味する前者は、王国各地の都市法を統合したものであるが、貴族の反逆により施行を阻止された。「鑑」を意味する後者は、王制の仕組を定める最高法規性を具備し、専ら国王および宮廷裁判官により使用されたが、完成を待たずして七部法典の中に組み入れられた。(Ayala Martínez 2002: 499, Sainz Guerra 2008: 207-208)
- 6 立法権、王位継承権、代官・判事任命権、刑罰権、貨幣発行権、私有財産接収権、封土授与権、 租税徴収権、特別献金請求権、開戦・休戦・停戦権、祭祀開催許諾権、境界線設定権、騎馬授与権、 城・要塞・港湾監督権、等。各権能の詳細については、青砥・相澤(2013)を参照されたい。
- 7 Sainz Guerra (2008: 132)
- 8 七部法典は、アルフォンソ11世のアルカラ勅令(1348年)において正式に効力を得る。当初は、勅令および局地法の欠缺を補充する下位の法源に位置付けられたものの、あらゆる法律事項が遍く収められていたため、裁判官にとって、適用法の発見が難しく時代遅れな局地法よりも便利であった(山田1992:134)。また、法曹・法学生にも多大なる理説的影響を及ぼし(Stein 2003:112)、主要な法源として重用された。
- 9 イスラーム支配下のイベリア半島、特にアル=アンダルス (Al-Ándalus) に居たキリスト教徒をいう。
- 10 身分制議会=コルテスは国王との協定に基づき、国王に対し助言および支援を与える役割を 担った。国王が議会に支援を求めた背景には、13世紀当時における王権の脆弱性があった。そ のため、開戦、税政および王位継承等の重要事項に関しては議会の合意を要し、国王が専断的 に決定を下すことは実質的に不可能であった。(Martín 1993: 33)
- 11 Vinogradoff (1909: 14-15)
- 12 Sainz Guerra (2008: 204)
- 13 世俗権力による裁判所のほか、教会裁判所も並存した。七部法典においては、十分の一税、婚姻、子の嫡出性、遺言執行、姦通、偽誓、異端などに関する事案につき教会に裁判権を許諾す

る。(青砥 2012: 39)

- 14 再征服した領土に再び異教徒が侵入しないよう国土を防衛するには、国境地帯の管理が必要不 可欠であったことから、アルフォンソ 10世は、1268年にアデランタード・マヨール法 (Leyes para los Adelantados Mayores, 前線総督法)を制定している。同法により国境地帯の防衛態勢が整 備されたおかげで、税関を常設できるようになり、関税収入の安定確保、および外国からの物 品流入規制が可能となった。(Ayala Martínez 2002: 500-501)
- キリストが磔刑に処されたのが金曜日であるため。
- 16 フエロ・フスゴは、フェルナンド3世の指揮のもと西ゴート法典 Liber Iudiciorum のカスティー リャ語版として1241年に発布された。しかし、全国統一法として制定されるに至らず、すで に Liber を採用していたレオン王国およびトレド、ならびにキリスト教徒の支配に回復したコ ルドバ(1241年)、セビリャ(1251年)およびムルシア(1266年)といった一部の都市において施 行された。(Sainz Guerra 2008: 138, 203)
- Sainz Guerra (2008: 230-233)
- カスティーリャ語で monges blancos という。シトー会士の別称。
- 19 青砥 (2012: 40-41)
- 20 取得時効には3つの基本的要件として、「時効取得可能物」、「所持」(占有)、「期間」があり、その うち所持については、「取得原因」、「瑕疵なきこと」および「善意取得」の3要件を具備するもの とされる(青砥2012:47-49)。
- 21 このように裁判官が両当時者の事実に関する争いを聴いたうえで証拠により事実を確定する民 事訴訟観は、カスティーリャにおいては12~13世紀にローマ法を受容したことで普及した。 (Madero 2004: 128)
- 22 フランコ体制後に制定された1978年民主憲法(第3条)は、カスティーリャ語を国家公用語に 定めるほか、カタルーニャ語、バスク語、ガリシア語およびバレンシア語を当該自治州内の公 用語として規定する。
- 23 1561年、フェリペ2世によりマドリードに遷都された。
- <sup>24</sup> Lapesa (1997: 241-242)
- 25 成文法をみると、フエロ・フスゴの cuemo に対し、七部法典は como である。
- Lapesa (1997: 246)
- 27 もとは2つの前置詞、経路を示す por と方向を示す a からなり、「~のため」(目的)や「~に向けて」 (方向)等の意味を表す。
- 28 Ueda & Kawasaki (2012) に詳細な統計データと言語地図がある。
- 29 ローマ法においても、占有者が盗品であることを知ったうえで当該物を買い受けたような場合、 または、売主が無権利者であることを知りながら当該物件を購入していたような場合、物の取 得方法は適法であっても、目的物の瑕疵を知りつつ入手した悪意の占有者は、単なる自主占有

者として占有する。(Eric 2003: 631)

近代民法上の占有とは、自己のためにする意思をもって物を所持する事実上の支配状態(日民 180条)をいう。占有には占有権が与えられ、その意思に反して占有を侵害・妨害またはその 危険を生じさせている者に対し占有訴権を行使して妨害を除去することができる(日民197条 以下)。占有者本人のみならず、占有代理人(例えば家主に対する借家人)も、その効果を享受 することができる。

近代民法上の所持とは、物がある人の事実的支配下にあるとみられる状態をいい、「自己のためにする意思」とともに占有(権)の成立要件である(日民180条)。事実的支配とは、一般的にいえば、その支配状態が他人の支配を排除する仕方で一定期間継続するものでなければならない。但し、所持者本人が直接事実上の支配をしている必要はなく、代理人を通じて所持することもある。なお、中世の封建制度における tenencia をして近代法上の所持と全く等しい概念として捉えることができないのはいうまでもない。

- 31 ローマ法では、物に対する法的支配権能(所有権等)は、事実上の支配を意味するポセッシオから切り離されて法的保護を受けた。
- 32 原田 (1954: 142)
- 33 相澤・青砥 (2012: 141)
- 34 七部法典は、所有権または支配権に相当する señorio を別途規定する。その要件は、「法の下の正義ならびに皇帝および国王の合意の下の正義に基づく正当な権原」および「代官の統治下において住民間で合意した取得可能物」の2点に要約される(青砥 2012: 34-35)。無論、封建社会における所有権の概念は、資本主義社会における所有権(物を自由に使用・収益・処分することのできる権利(日民 206条))とは異なる。なお、本論で扱う判決録においては、所有権または支配権の意味としては señorio が観察されず、唯一ケース③において(都市の判事任命権に関わる)統治権を意味する用例のみがみられた。

#### 【言語資料】

Corpus de Documentos Españoles anteriores a 1700 (CODEA) , Grupo de Investigación de Textos para la Historia del Español, Universidad de Alcalá (GITHE)

URL: http://demos.bitext.com/codea/ (最終更新日 2011 年 12 月 20 日)

#### 【参考文献】

相澤正雄・青砥清一、『アルフォンソ十世賢王の七部法典 第一部第四篇 (スペイン王立歴史アカデミー1807年版) 逐文試訳試案、その道程と訳註』、発行者:相澤正雄、2011年.

- 相澤正雄・青砥清一、『アルフォンソ十世賢王の七部法典 第一部第五篇(スペイン王立歴史アカデミー1807年版)逐文試訳試案、その道程と訳註』、発行者:相澤正雄、2012年.
- 青砥清一、「七部法典における時効制度に関する一考察―ローマ法と比較して―」、『国際社会研究』 第3号、神田外語大学グローバル・コミュニケーション研究所、pp.23-53、2012年.
- 青砥清一、「七部法典におけるアルフォンソ10世の王権思想について―ローマ法学とアリストテレス政治学の継受一」、『神田外語大学紀要』第26号、pp.117-138、2014年.
- 青砥清一・相澤正雄、「七部法典におけるカスティーリャ王権の概念形態について」、『津田塾大学紀要』第45号、pp.183-203、2013年.
- 原田慶吉、『ローマ法』、有斐閣、1954年.
- 山田信彦、『スペイン法の歴史』、彩流社、1992年.
- Ayala Martínez, Carlos de, "Capítulo 23 La consolidación de las monarquías peninsulares", Historia de España de la Edad Media, Álvarez Palenzuela, Vicente Ángel (coord.), Ariel Historia, pp.495-516, 2002.
- Fernández de Buján, Antonio, Historia del Derecho Romano, segunda edición, Thomson Reuters, 2012.
- García de Cortázar, José Ángel & Sesma Muñoz, José Ángel, *Historia de la Edad Media: Una síntesis interpretativa*, Alianza Universidad, 1997.
- Lapesa, Rafael, Historia de la Lengua Española, novena edición corregida y aumentada, Editorial Gredos, 1997.
- Madero, Marta, Las verdades de los hechos: proceso, juez y testimonio de la Castilla del siglo XIII, Ediciones Universidad de Salamanca, 2004.
- Martín, José Luis, Manual de Historia de España 2, La España Medieval, Historia 16, 1993.
- Sainz Guerra, Juan, Historia del Derecho Español, Dykinson, S.L., 2008.
- Stein, Peter Gonville, Roman law in European history (屋敷二郎監訳・関良徳訳・藤本幸二訳『ローマ法とヨーロッパ』、ミネルヴァ書房), 2003.
- Ueda, Hiroto & Kawasaki, Yoshifumi, "Datación de los documentos notariales del medievo español: Presentación del método y su aplicación al análisis de datos castellanos", IX Congreso Internacional de Historia de la Lengua Española, Universidad de Cádiz, 2012.
  - http://lecture.ecc.u-tokyo.ac.jp/~cueda/kenkyu/rekisi/datacion/datacion-slide.pdf
- Vinogradoff, Paul, Roman Law in Medieval Europe, Harper & Brothers, 1909.